

原爆医療関係法令集

厚生省公衆衛生局企画課編
昭和四十二年十二月

原爆医療関係法令集目次

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	昭和三二年法律第四一号	二
◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令	昭和三二年政令第七五号	二三
◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則	昭和三二年厚生省令第八号	三三
◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律指定医療機関医療担当規程	昭和三二年厚生省告示第一八〇号	七五
◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づき、同項		
に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病を定める件	昭和三五年厚生省告示第二三〇号	七八
◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令第六条第三号の規定に基づき、同号		
に規定する厚生大臣が定める障害を定める件	昭和三五年厚生省告示第二三一号	七九

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

〔昭和三十三年三月三十一日〕
法律第四十一号

(大藏・厚生大臣署名)

〔一部改正経過〕

- 第一次 昭和三十五年八月一日法律第一三六号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律」による改正
- 第二次 昭和三十七年九月十五日法律第一六一号「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第七九条による改正
- 第三次 昭和三十七年九月八日法律第一五二号「地方公務員共済組合法」附則第六五条による改正
- 第四次 昭和三十九年七月六日法律第一五二号「地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律」附則第三四条による改正
- 第五次 昭和四〇年五月二十八日法律第八八号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律」による改正

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 健康管理（第三条—第六条）

第三章 医療（第七條—第十四條の八）

第四章 原子爆弾被爆者医療審議会（第十五條—第十七條）

第五章 雜則（第十八條—第二十四條）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれてゐる健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

〔参照条文〕

「広島市」、「長崎市」〓法二〇 「被爆者」〓法二、附則Ⅱ 「健康上の特別の状態」〓法七〇

「国」の責任〓沿革一 「健康診断」〓法四〇六 「医療」〓法七〇一四

（定義）

第二條 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能

の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

〔委任〕

第一号の「政令」は令一、第二号の「政令で定める期間」は令二、「政令で定める区域」は令一

三

〔参照条文〕

「被爆者健康手帳」は法三、令二、五、「隣接する区域」は令一、「令列表第一」は原子爆弾の放射

能の影響」は法七一、「胎児」は民七二

第二章 健康管理

〔被爆者健康手帳〕

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事へその居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。）に申請しなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その若に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に關し必要な事項は、政令で定める。

〔委任〕

第三項 「政令」は令二、三、五

〔参照条文〕

第一項 「申請」の手続は規則一

第二項 都道府県知事が交付する「被曝者健康手帳」の様式 規則二 規則様式第二号

第三項 「被曝者健康手帳」の交付台帳 命令二 再交付 命令四

（健康診断）

第四條 都道府県知事は、被曝者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行つものとする。

（委任）

本條「厚生省令」 規則六

（参照条文）

「健康診断」 法一・五・六 規則六、八、結予四、一、二 「毎年」 規則六 「健康診断」の

際の被曝者健康手帳の提示義務 規則七 罰則 法三

（健康診断に関する記録）

第五條 都道府県知事は、前條の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（委任）

本條「厚生省令」 規則八

（参照条文）

「健康診断に関する記録」の記載事項 規則八

（指導）

第六條 都道府県知事は、第四條の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行つものとする。

(参照条文)

罰則 Ⅱ法二三

第三章 医療

(医療の給付)

第七條 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行ふ。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九條第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(参照条文)

第一項

「原子爆弾の傷害作用に起因」Ⅱ法八 「起因」する旨の認定Ⅱ法八一 「負傷」、「疾病」Ⅱ法八 「被爆者」Ⅱ法二 「医療の給付」Ⅱ法一・八・一三 「医療の給付」に代え

た医療費の支給 法一四 「原子爆弾の放射能」 法三三 「医療の給付」の支給手続 規則一〇

第二項 第三号の「施設」 第四号の「病院又は診療所」 医療一
第三項 「指定医療機関」 法九〇一三

(認定)

第八條 前條第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当つては、原子爆弾被曝者医療審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(参照条文)

第一項 「医療の給付」の範囲 法七〇 「認定」の申請 規則九 認定の申請書の様式 規則様式 規則様式第五号

第二項 「原子爆弾被曝者医療審議会」 法九〇一三 一五〇一七 六六〇九

(医療機関の指定)

第九條 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七條の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の子告期間を設けて、その指定を辞退することができ、

3 指定医療機関が次條第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七條の規定による医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、

厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、并明の救急を与えなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、并明をなすべし日時、場所及び当該処分をなすべし理由を通知しなければならぬ。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行ふに当つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の見解を聞かなければならぬ。

〔委任〕

第二項 「指定」は昭和三二年七月厚生省第二四八号等

〔参照条文〕

第一項 「開設者」は医療七一、ハ、振事ニマ、「同意」及び「指定」申請手続等規則一、一、二
「病院若しくは診療所」は医療一、「薬局」は薬事ニ四、医療機関の「指定」は厚生省五二〇の二

第二項 「昇進」の申出は規則一六一

第三項 「担当医師」は規則一、五、「取消」手続は規則一七

第五項 「原子爆弾被爆者医療審議会」は法八二

〔指定医療機関の義務〕

第十條 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。
2 指定医療機関は、医療を行ふについて、厚生大臣の行ふ指導に従わなければならない。

〔委任〕

第一項 「厚生大臣の定め」は昭和三二年五月厚生省第一八〇号「原子爆弾被爆者の医療等に関する

法律指定医療機関医療担当規程

（診療方針及び診療報酬）

第十一條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないとき、の診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被曝者医療審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（委任）

第二項 「定めるところ」は昭和四一年一月一日現在未公布

（参照条文）

第一項 「健康保険の診療方針」は健康保四三ノ四・四三ノ六、昭和三二年厚令第一五号「保険医療

機関及び保険医療費負担規則」昭和三二年厚令第一六号「保険薬局及び保険医療費負担規則」健康保法四三ノ九一、昭和三三年六月厚令第一七七号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」

（診療報酬の審査及び支払）

第十二條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができない診療報酬の額を決定することができ、かつ、指定医療機関

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に抗わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を考慮しなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託するものとすることができる。

5 第一項の規定による診察報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（改正）

第五項 II 追加（第二次改正）

（参照条文）

第一項 「請求」 手続 II 規則一八

第三項 「社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会」 II 基金一四、昭和二三年厚令第五六号「社会保険診療報酬請求書審査委員会規程」

第四項 対応規定 II 基金一三 II

（報告の請求及び検査）

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該預託をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時的に止め、めることができる。

（参照条文）

第一項 「指定医療機関の管理者」 II 医系一〇、兼事二一 「診療録」 II 医師二四

（医療費の支給）

第十四条 厚生大臣は、被験者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七

糸第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて医療費を支給することができ、被爆者が指定医療機関から第七條第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同糸第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができ、診察報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに於いて必要があるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に關し、報告若しくは診察録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(参照条文)

第一項 「被爆者」 法二 「指定医療機関」 法七 III 「医療の給付」 法七

第三項 罰則 法二四

(一般疾病医療費の支給)

第十四條の二 厚生大臣は、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるものへ以下「特別被爆者」という。が、負傷又は疾病へ第七條第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。に於て、都道府県知事が次條の規定により指定する医療機関へ以下「被爆者一般疾病医療機関」という。から第七條第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しく

は疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第一百号）若しくは日本学術安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）の規定により医療に關する給付を致し、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行なわれたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に關する旨法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物の給付として行なわれたときは、当該医療に關する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 特別被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である特別被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険

法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受けられる場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、当該医療に前し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

第一項II一部改正（第三次改正・第四次改正）

〔委任〕

第一項「政令」II令六「厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病」II昭和三五年八月厚生省第二

三〇号

（被爆者一般疾病医療機関）

第十四条の三 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

一 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の子占期間を設けて、その指定を辞退することができる。

三 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて着しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

四 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

（参照条文）

第一項「指定」手續II規則二一・二二

第十四条の四 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払を命ずべき額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会の意見を圖かなければならない。

二 国は、第十四条の二第三項の規定による支払に因する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託するに
とがとされる。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

〔参照条文〕

第一項 「審査委員会」II基金一四

第二項 「委託」II基金一三II

（報告の請求等）

第十四条の五 第十三条の規定は、第十四条の二第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十四条の六 特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行なわれない。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

第十四条の七 特別被爆者が、斗争、泥酔又は着しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、

当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行なわないこととされる。特別被曝者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかったときも、同様とする。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正）

〔医療手当〕

第十四条の八 都道府県知事は、被曝者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けている期間、医療手当を支給することができる。

〔改正〕

本条II追加（第一次改正） 一部改正（第五次改正）

〔委任〕

本条I政令III令七・八

〔参照条文〕

「医療手当」II令七・八 規則二五二六

第四章 原子爆弾被曝者医療審議会

〔設置及び权限〕

第十五条 厚生大臣の諮問に依り、被曝者の医療等に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に附屬機関として、原子爆弾被曝者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、被曝者の医療等に關する事項につき、關係各大臣に意見を具申することができる。

〔参照条文〕

第一項 「原子爆弾被爆者医療協議会」の設置ニ関シ、
「諮問」を要する事項の例ニ法八二

一一五

（委員）

第十六条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（委任）

本条「政令」ニ令六〇九

第五章 雜則

（非課税）

第十八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（参照条文）

「公課」の例ニ自治ニ一七以下、水害組四八四九

（差押の禁止）

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

〔参照条文〕

「差し押え」 〓 民訴五六四 宿敵一〇

〔交付金〕

第二十條 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県知事が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用を都道府県へ、広島市又は長崎市の長が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用については、広島市又は長崎市とする。）に交付する。

〔改正〕

本条 〓 一部改正（第一次改正）

〔委任〕

本条 「政令」 〓 令一〇

〔再審査請求〕

第二十條の二 広島市又は長崎市の長が行なう被爆者健康手帳の交付又は医療手当の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることが出来る。

〔改正〕

本条 〓 追加（第二次改正）

〔制限の委任〕

第二十一條 この法律に定める厚生大臣の制限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することが出来る。

〔委任〕

本条 「政令」 昭和三十七年十一月一日現在未公布

(省令への委任)

第二十二條 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に
ついて必要な細則は、厚生省令で定める。

(委任)

本条 「厚生省令」 昭和三十二年四月厚生省令第八号「原子爆弾被爆者の医療等に因する法律施行

規則」

(罰則)

第二十三條 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に因して知得した
人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四條 第七條第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十回條第三項ハ第
十四條の五において準用する場合を含む。の規定により報告若しくは診察録、帳簿書類その他の物件
の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條同項の規定
による当該職員との質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円
以下の罰金に処する。

(改正)

本条 一 一部改正 (第一次改正)

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 第二條各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、第二條の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けなくても被爆者とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三号の次に次の一号を加える。

二十の二 原子爆弾被爆者の医療等に因する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に因する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第九條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 原子爆弾被爆者の医療等に因する法律を施行すること。

第二十條第一項の表中精神科生癩譚会の項の次に次の一項を加える。

原子爆弾被爆者医療審議会

厚生大臣の諮問に依りて、原子爆弾被爆者の医療等に因する重要事項を調査審議すること。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二十二條第三項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二十二條第三項又は原子

爆弾被爆者の医療等に因する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十二條第三項」に改め、「戦傷病

者救済者遺族等援護法第十九條第四項」の下に「原子爆弾被爆者の医療等に因する法律第十二條第四

項」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」若しくは「若しくは原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」に、「若しくは育成医療の給付」を「育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは児童福祉法」を「児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の医療等に關する法律」に、「若しくは育成医療の給付」を「育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

附 則 (第一次改正)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日(昭和三十五年八月一日)から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十二条第三項」の下に「若しくは第十四条の四第一項」を、「医療救済の請求することのできる診療報酬の額」の下に「又は被爆者一般疾病医療機関に支払うべき額」を、「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律第十二条第四項」の下に「若しくは第十四条の四第二項」を、「医療救済に対する診療報酬」の下に「又は一般疾病医療費に相当する額」を加える。

附 則 (第二次改正)抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作爲その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができないものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (第三次改正)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十七年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下略)

附 則 (第四次改正)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下略)

附 則 (第五次改正)

この法律は、公布の日(昭和四十年五月二十八日)から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

◎ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令

昭和三十三年四月二十五日
政令第七十五号

(厚生大臣署名)

〔一部改正経過〕

第一次

昭和三五年八月一日政令第二二四号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第二次

昭和三七年三月三十一日政令第八九号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第三次

昭和三八年三月三十一日政令第七一号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第四次

昭和三九年三月三十一日政令第四七号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第五次

昭和四〇年四月一日政令第一〇八号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第六次

昭和四〇年五月二十八日政令第一七六号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第七次

昭和四〇年九月二十五日政令第三一一号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第八次

昭和四一年六月一三日政令第一八五号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

第九次

昭和四二年五月一八日政令第七三号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令」による改正

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令

内閣は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第二条第一号及び第三号、第三条第三項、第十七条並びに第二十条の規定に基き、この政令を制定する

（被爆者の範囲）

第一条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「法」といふ。）第二条第一号に規定する政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第一に掲げる区域とする

第二条 法第二条第一号に規定する期間は、広島市に投下された原子爆弾に関して昭和二十年八月二十日まで、長崎市に投下された原子爆弾に関しては同年同月二十三日までとする

第三条 法第二条第二号に規定する政令で定める区域は、原子爆弾が投下された当時の別表第二に掲げる区域とする

（被爆者健康手帳交付台帳）

第四条 都道府県知事（広島市又は長崎市にあつては、当該市の長とする。以下同じ。）は、被爆者健康手帳交付台帳を備え、これに被爆者健康手帳の交付に関する事項を記載しなければならぬ

（居住地の変更）

第五条 被爆者健康手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地（居住地を有し且ときは、その現在地とする。以下同じ。）を移したときは、三十日以内に、新居住地の都道府県知事にその旨を届

け出なければならぬ。

エ 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

3 第一項の規定の適用については、広島市及び長崎市の区域は、それぞれ広島県及び長崎県の区域外とし、一の都道府県の区域とみなす。

(被爆者健康手帳の再交付)

第四條 都道府県知事は、被爆者健康手帳を破り、よごし、又は失なつた者から被爆者健康手帳の再交付の申請があつたときは、被爆者健康手帳を交付しなければならぬ。

(省令への委任)

第五條 第三條に定めるもののほか、被爆者健康手帳について必要な事項は、厚生省令で定める。

〔委任〕

「厚生省令」は規則一、五の三、七

(特別被爆者)

第六條 法第十四條の二第一項に規定する政令で定める被爆者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 原子爆弾が投下された際爆心地から三キロメートルの区域内にあつた者及びその当時その者の胎児であつた者

二 法第八條第一項の規定による厚生大臣の認定を受けた者

三 法第四條の規定による健康診断の結果、造血機能障害、肝臓機能障害その他厚生大臣が定める障害(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである障害を除く)があると認められた者

四 原子爆弾が投下された時から、広島市に投下された原子爆弾に關しては昭和二十年八月九日まで

長崎市に投下された原子爆弾に關しては同年同月十二日までの期間内に、原子爆弾が投下された當時の別表第一に掲げる区域内にあつた者及びその者がこれらの期間内に当該区域内にあつた当時その者の

胎児であつた者

五 原子爆弾が投下された際当時の別表第三に掲げる区域（第一号に規定する区域を除く。）内にあつた者及びその当時その者の胎児であつた者

〔改正〕

本条リ追加（第一次改正） 第一号リ一部改正（第二次改正） 第三号リ一部改正（第二次改正）

第四次改正） 第四・五号リ追加（第七次改正）

〔委任〕

第三号の「厚生大臣が定める障害」リ昭和三五年八月厚生令第ニ三一号

（医療手当）

第七条 法第十四条の八の規定による医療手当の支給を受け得る者は、その所得につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた医療の給付に係る医療手当については、前前年分とする。以下同じ。）の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二條及び第九十五條の規定を適用しないものとする。以下同じ。）及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で当該被爆者の生計を維持するものの所得につき所得税法の規定により計算した前年分の所得税の額がそれぞれ一万七千二百円以下である被爆者とする。

〔改正〕

本条リ追加（第一次改正）、一部改正（第三次改正・第五次改正・第八次改正）

第八条 法第十四条の八の規定による医療手当の月額は、法第七條第二項第一号から第三号までに規定する医療（同項第四号に規定する医療を伴わないものに限る。）については、一月のうちこれを受けたる日数

が四日以上であるときは三千円、四日未満であるときは千五百円とし、同項四号に規定する医療については、一月のうちこれを受けた期間が十四日以上であるときは三千四百円、十四日未満であるときは三千円とする。

又 一月のうち法第七条第三項第四号に規定する医療の給付と同号に規定する医療を伴わない同項第一号から第三号までに規定する医療の給付とを受けた被爆者に対するその月令の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三千円とする。

〔改正〕

本条に追加（第一次改正）

第一項に一部改正（第六次改正）

第三項に追加（第六次改正）

（会長）

第九条 原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）に、委員の互選による会長を置く。

又 会長は、会務を総理する。

且 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

〔改正〕

本条に旧第六条を本条に繰下（第一次改正）

第三項に一部改正（第四次改正）

（会議）

第十条 審議会は、会長が招集する。

又 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

且 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔改正〕

本条ハ旧第七條を本條に繰下（第一次改正）

（庶務）

第十一條 審議会の庶務は、厚生省公衆衛生局企画課において処理する

〔改正〕

本条ハ旧第八條を本條に繰下（第一次改正）

（運送）

第十二條 前三條に定めるもののほか、審議会の運送に關し必要な事項は、審議会が定める。

〔改正〕

本条ハ旧第九條を本條に繰下（第一次改正）

（交付金）

第十三條 法第二十條の規定による費用の交付は、法に基き都道府県知事が行り被爆者健康手帳の交付及

び健康診断に必要な事務費及び事業費並びに医療手当の支給に要する費用について行う。

〔改正〕

本条ハ第一〇條を一部改正し、本條に繰下（第一次改正）

附 則

（施行期日）

この政令は、公布の日（昭和三十三年四月二十五日）から施行する。ただし、第一條の規定は、昭和

三十三年四月一日から適用する。

（厚生省組織令の一部改正）

ス 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）の施行に関すること。

附 則（第一次改正）

（施行期日）

一 この政令は、公布の日（昭和三十五年八月一日）から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

二 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第十三号中「（昭和三十三年法律第四十一号）」の下に「（同法律第十四条の二の規定に係る部分を除く。）」を加える。

附 則（第二次改正）

この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（第三次改正）

一 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

二 原子爆弾被爆者が昭和三十八年三月以前に受けた医療の給付に係る医療手当の当該被爆者の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

三 昭和三十八年四月に受けた医療の給付に係る医療手当の支給についてはこの政令による改正後の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令第七条の規定を適用する場合には、同条中「千六百四十円」とあるのは、「三千五百円」と読み替えるものとする。

附 則（第四次改正）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（第五改正）

（施行期日）

この政令は、公布の日「昭和四十年四月一日」から施行する。
（経過規定）

又 昭和四十年三月以前に受けた医療の給付に係る医療手当の支給については、この政令による第七条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十年四月に受けた医療の給付に係る医療手当の支給についてはこの政令による改正後の第七条の規定を適用する場合には、同条中「一万七千二百円」とあるのは、「一万九千五百五十円」と読み替えるものとする。

附 則（第六改正）

この政令は、公布の日「昭和四十年五月二十八日」から施行し、この政令による改正後の第八条の規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則（第七改正）

この政令は、昭和四十年十月一日から施行する。

附 則（第八改正）

この政令は、公布の日「昭和四十一年六月十三日」から施行する。
この政令による改正後の第七条の規定は、昭和四十一年五月以後に受けた医療の給付に係る医療手当の支給について適用し、同年四月以前に受けた医療の給付に係る医療手当の支給については、なお従前の例による。

別表第一

一 広島県安佐郡祇園町のうち、長束、西原及び面山本

別表第二

- 一 玄島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三條本町一丁目、三條本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三條町、肴島町、中玄町、上天満町、天満町、西天満町、東觀音町一丁目、東觀音町二丁目、東觀音町三丁目、西觀音町一丁目、西觀音町二丁目、觀音本町、南觀音町、玄瀨水町、寺町、空齋町、西引御堂町、玄瀨元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北塚町、新市町、櫻町、西九軒市、西大工町、十日市町、左宮町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、塚町一丁目、塚町二丁目、塚町三丁目、塚町四丁目、西地坊町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木槌町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿栗町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、櫻屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、草屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、織町、上柳町、猿栗町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、素研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、猿栗屋町、坂町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、回泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、室町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋

町、約場町、金屋町、比治山町、稻荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原西、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二條ノ里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町

二 長崎市のうち、西比郷、東比郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、園町、橋口町、山笠町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町三丁目、稻佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、枝里町、鏡産町、井植ノ口町、船越町、宝町、寿町、幸町、番富町、五浪町、歌瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町

別表第三

一 本島市のうち、新庄町、三意町、山手町、乙斐町、古田町、庚午町及び三條本町四丁目並びに本島

二 長崎市のうち、木場町、片淵町、崎原町、大坪川町、新大工町、将馬場町、甲川町、馬町、伊勢町、新中川町、出東大工町、大井手町、紺屋町、八幡町、伊良林一丁目、今博多町、古町、廻屋町、寺町、藤屋町、接町、引地町、豊後町、新町、本興善町、本紺屋町、本大工町、新橋町、今魚町、諏訪町、酒屋町、西古川町、藤屋町、坂町、銀屋町、本秋屋町、東古川町、本古川町、本博多町、今下町、材木町、五島町、元船町、玉江町、榊島町、平戸町、大村町、万歳町、江戸町、外浦町、本下町及び

兼町

〔改正〕

本別表II追加(第七次改正、第八次改正)

○ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則

昭和三十三年四月三十日
厚生省令第八号

一 部改正経過

第一次

昭和三十三年一月三日厚生省令第三四号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」による改正

第二次

昭和三十五年八月一日厚生省令第二四号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」による改正

第三次

昭和三十六年二月一日厚生省令第一号「薬事法施行規則」附則第一三項による改正

第四次

昭和三十六年八月一日厚生省令第三五号「保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令」第三系による改正

第五次

昭和三十七年六月三日厚生省令第三四号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」による改正

第六次

昭和三十八年九月二十七日厚生省令第四四号「保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令」第三系による改正

第七次

昭和四〇年一月三日厚生省令第七号「保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令」第三系による改正

第八次

昭和四〇年一月一日厚生省令第一八号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」による改正

第九次

昭和四〇年九月三日厚生省令第四五号「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」による改正

第一〇次

昭和四〇年一月八日厚生省令第四九号「保険医療機関及び保険薬局の設置の給付に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令」第三条による改正

第一一次

昭和四二年十一月三日厚生省令第五二号「保険医療機関及び保険薬局の設置の給付に関する省令等の一部を改正する省令」第三条による改正

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第四条、第五条及び第二十二條並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）第五條の規定に基き、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則を次のように定める

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則
（手帳の交付の申請）

第一条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）以下「法」といふ。第三条第一項の規定に基いて被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、様式第一号による交付申請書に、その者が法第二条各号の一に該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地へ居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。の都道府県知事へその居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。に提出しなければならぬ。

二 前項の場合において、申請者が原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）以下「令」といふ。）第六條第一号に該当する者であるときは、同号に該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えなければならぬ。

〔改正〕

第二項より追加（第二次改正）

(手帳の様式)

第二条 被爆者健康手帳は、特別被爆者以外の被爆者にあつては、様式第二号(イ)による。

〔改正〕

本条リ全部改正(第二次改正)

(台帳の様式)

第三条 令第二条の被爆者健康手帳交付台帳は、様式第三号による。

〔改正〕

本条リ一部改正(第二次改正)

(居住地の変更)

第四条 令第三条第一項の規定により居住地変更の届出をする被爆者は、居住地変更届書に、被爆者健康手帳を添えなければならぬ。

又 都道府県知事は、居住地変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳に新居住地に転入の旨を記載し、かつ、被爆者健康手帳交付台帳に必要事項を記載したうえ、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

又 令第三条第二項の通知を受けた都道府県知事は、被爆者健康手帳交付台帳から、当該被爆者に関する記載事項をまつ消するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第四条の二 被爆者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内において居住地を変更したときは、被爆者健康手帳を添えて、居住地の都道府県知事にその旨を届出なければならぬ。

又 都道府県知事は、前項の規定による氏名又は居住地の変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳

及び被爆者健康手帳交付台帳に記載した氏名又は居住地を訂正したうえ、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

〔改正〕

本条リ追加（等ニ次改正）

（手帳の再交付の申請）

第五條 被爆者は、被爆者健康手帳を破り、よごし、又は失ったときは、居住地の都道府県知事に再交付を申請することができる。

一 被爆者健康手帳を破り、又はよごした被爆者が前項の申請をする場合には、申請書に、その被爆者健康手帳を添えなければならぬ。

二 被爆者は、被爆者健康手帳の再交付を受けした後、失った被爆者健康手帳を発見したときは、すみやかに、これを居住地の都道府県知事に返還しなければならぬ。

（手帳の更新等）

第五條の二 都道府県知事は、三年ごとに一定の期日をもって被爆者健康手帳の更新を、毎年一定の期日をもって特別被爆者の被爆者健康手帳の検認を行なうものとする。

三 被爆者は、更新又は検認のため被爆者健康手帳の提出を求められたときは、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

四 都道府県知事は、前項の規定により被爆者健康手帳の提出を受けたときは、これを更新し、又は検認して、当該被爆者に交付しなければならぬ。

〔改善〕

本条リ追加（等ニ次改正）

（手帳の返還）

第五條の三 被爆者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、死亡した者の居住地の都道府県知事に、被爆者健康手帳を返還し届けなければならない。
「改正」

本条に追加（第三次改正）

（健康診断の種類及び方法）

第六條 法第四條に規定する健康診断は、都道府県知事が期日及び場所を指定して年二回を行なうもの及び被爆者の申請により、各被爆者につき、年二回を限度として都道府県知事があらかじめ指定した場所において行なうものの二種類とする。

又 前項の健康診断は、一般検査及び精密検査によつて行なうものとし、精密検査は、一般検査の結果更に精密な検査を必要とする者について行なうものとする。

三 一般検査においては、次の各号に掲げる検査を行なうものとする。

一 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

二 赤血球沈降速度検査

三 血球数計算

四 血色素検査

五 尿検査

六 糞便検査

四 精密検査においては、次の各号に掲げる検査の範囲内で必要と認められるものを行なうものとする。

一 骨髓造血像検査等の血液の検査

二 肝臓機能検査等の内臓の検査

三 関節機能検査等の運動器の検査

- 四 眼底検査等の視器の検査
- 五 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- 六 その他必要検査

〔改正〕

見出しリへ第八次改正

第一項リ全部改正へ第八次改正

（手帳の提示）

第七条 被爆者は、健康診断を受けるに当つては、被爆者健康手帳を提出しなければならぬ。

〔改正〕

本条リ一部改正へ第二次改正

（健康診断に関する記録の保存期間及び記載事項）

第八条 法第五条の規定により、健康診断に関する記録の保存期間は、五年間とする。

九 健康診断に関する記録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 受診者の氏名、性別、生年月日、居住地、本籍地及び職業並びに被爆者健康手帳の番号
- 二 法第二条各号の一に該当した当時（以下「被爆時」という。）の事情
- 三 被爆時又はその後における身体の状態
- 四 検査の結果及びその所見
- 五 実施の年月日

三 前項の記録は、様式第四号による。

（規定の申請）

第九条 法第八条第一項に規定する厚生大臣の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載

した様式第五号による認定申請書に、様式第六号による医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類を添え、その居住地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に提出しなければならぬ。

一 被爆者の氏名、性別、生年月日、居住地、本籍地及び職業並びに被爆者健康手帳の番号

二 負傷又は疾病の名称

三 被爆時以降における健康状態の概要及び原子爆弾に起因すると思われる負傷若しくは疾病について医療を受け、又は原子爆弾に起因すると思われる自覚症状があったときは、その医療又は自覚症状の概要

四 医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地

五 厚生大臣は、前項の申請書を提出した者につき法第八条第一項に規定する認定をしたときは、認定書若しくは申請書の居住地の都道府県知事を経由して交付するものとする。

（医療給付の受給手続）

第十條 被爆者は、医療の給付を受けようとするときは、指定医療機関に認定書及び被爆者健康手帳を提出しなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（改正）

本条を全部改正（第九改正）

（医療機関の指定）

第十一條 法第九條の規定による厚生大臣の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者（国を除く、

第十四條において以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

- 二 開設者の住所及び氏名又は名称
 - 三 標榜している診療科名
 - 四 担当しようとする診療科名
 - 五 前号に係る医療を主として担当する医師の氏名及び略歴
 - 六 第四号に係る医療を行うために必要な設備の概要
 - 七 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員
- ス 法第九条の規定による厚生大臣の指定を受けようとする薬局の開設者（国を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならぬ。

- 一 薬局の名称及び所在地
- 二 開設者の住所及び氏名又は名称
- 三 薬剤師の氏名及び略歴
- 四 調剤のために必要な設備及び施設の概要

（告示）

第十二条 厚生大臣は、法第九条の規定による医療機関の指定を行ったときは、当該指定医療機関の名称、所在地及び当該医療機関が病院又は診療所であるときはその担当する診療科名並びに指定した年月日を告示するものとする。

（標示）

第十三条 指定医療機関は、当該病院若しくは診療所又は薬局の見易い場所に、指定医療機関である旨を標示しなければならぬ。

（担当する診療科名の変更）

第十四条 法第九条の規定により指定された病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所が被爆者の医療に關し拒当する診療科名を変更しよふとするときは、第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を經由して厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

又 厚生大臣は、前項の承認を行つたときは、その旨を告示するものとする。

(届出)

第十五条 指定医療機関の開設者(国を除く。以下同じ)は、当該医療機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その事項及び年月日を、その所在地の都道府県知事を經由して、すみやかに、厚生大臣に届け出なければならぬ。

一 病院又は診療所にあつては第十一条第一項各号(第四号を除く)に掲げる事項、薬局にあつては同条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 当該医療機関の業務の全部又は一部を休止し、又は再開したとき。

三 医療法(昭和三十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条又は薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第七十二条若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

又 厚生大臣は、前項の規定による指定医療機関の名称又は所在地の変更の届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

〔改正〕

第一項 第三号―一部改正(第三次改正)

(指定辞退の申出等)

第十六条 法第九条第二項の規定により指定を辞退しよふとする指定医療機関の開設者は、その旨をその所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に申し出なければならぬ。

又 厚生大臣は、前項の規定による指定の辞退の申出があつたときは、その旨及び予告期間終了の年月日

を提示するものとする。

（取消の告示）

第十七条 厚生大臣は、法第九条第三項の規定により指定医療機関の指定を取り消したとき、その旨を告示するものとする。

（診療報酬の請求）

第十八条 指定医療機関は、診療報酬を請求しよるときは、各月に行つた医療の給付につき、診療報酬請求書に診療報酬請求明細書を添えて、これを翌月五日までに、当該指定医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に提出するものとする。

又 前項の診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書の様式は、次の区分による。

<p>病院又は診療所に係る診療報酬請求書</p>	<p>様式第七号(一)</p>
<p>薬局に係る診療報酬請求書</p>	<p>様式第七号(二)</p>
<p>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年六月厚生省告示第四百七十七号。以下「告示」という。）別表第一により療養に要する費用の額を算定する場合に係る診療報酬請求明細書</p>	<p>様式第八号(一)</p>
<p>告示別表第四により療養に要する費用の額を算定する場合に係る診療報酬請求明細書</p>	<p>様式第八号(二)</p>

〔改正〕

本条II全部改正(第一次改正)

第二項 表I一部改正(第六次改正)

(医療費の支給の申請)

第十九条 法第十四条に規定する医療費の支給を受けようとする被爆者は、医療を受けた後、すみやかに、様式第九号による支給申請書を、その者の居住地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に提出しなければならぬ。

2 前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならぬ。

3 第一項の被爆者が、法第八条第一項に規定する厚生大臣の認定を受けていない者であるときは、前項に規定する書類のほか、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因することを認めることができる書類を添えなければならぬ。

(被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合の手続)

第二十条 特別被爆者は、被爆者一般疾病医療機関から医療を受けようとするときは、当該被爆者一般疾病医療機関に被爆者健康手帳を提出しなければならぬ。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

〔改正〕 本条II追加(第二次改正)

(被爆者一般疾病医療機関の指定)

第二十一条 法第十四条の三の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を、その所在地

の都道府県知事に提出しなければならぬ。
 「改正」
 本条II追加（第二次改正）

（準用規定）

第二十二條 第十二條、第十三條及び第十五條から第十七條までの規定は、被爆者一般疾症医療機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替へるものとする。

第十二條	厚生大臣 法第九條 当該医療機関が病院又は診療所であるときはその担当する診療料名並びに指定した年月日	都道府県知事 法第十四條の三 指定した年月日
第十五條第一項	その所在地の都道府県知事を經由して、すみやかに、厚生大臣に 病院又は診療所にあつては第十一條第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項、事務局にあつては同條第二項各号に掲げる事項	すみやかに、都道府県知事に 医療機関の名称若しくは所在地又は開設者の住所若しくは氏名若しくは名称
第十五條第二項	厚生大臣	都道府県知事

第十六条第一項	法第九条第二項	法第十四条の三第二項
第十六条第二項	厚生大臣	都道府県知事
第十七条	厚生大臣	都道府県知事
	法第九条第三項	法第十四条の三第三項

〔改正〕

本条II追加(第二次改正)

(一般疾病医療費に相当する額の支払の請求)

第二十三条 被爆者一般疾病医療機関は、第十四条の二第三項の規定により一般疾病医療費に相当する額の支払を請求しよとするとときは、各月に行なつた医療につき、一般疾病医療費請求書に一般疾病医療費請求明細書を添えて、これを翌月五日までに、当該被爆者一般疾病医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に提出するものとする。

前項の一般疾病医療費請求書及び一般疾病医療費請求明細書の様式は、次の区分による。

病院又は診療所に係る一般疾病医療費請求書	様式第十号(一)
薬局に係る一般疾病医療費請求書	様式第十号(二)
告示別表第一により療養に要する費用の額を算定する場合に係る一般疾病医療費請求明細書	様式第十一号(一)
告示別表第四により療養に要する費用の額を算定する場合に係る一般疾病医療費請求明細書	様式第十一号(二)
告示別表第二により療養に要する費用の額を算定する場合に係る一般疾病医療費請求明細書	様式第十一号(三)
薬局に係る一般疾病医療費請求明細書	様式第十一号(四)

〔改正〕

本条II追加(第二次改正)

第二項II一部改正(第四次改正)

表I一部改正(第六次改正)

(一)一般疾病医療費の支給の申請

第二十四条 法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給を受けようとする特別被爆者は、医療を受けた後、すみやかに、様式第十二号による一般疾病医療費支給申請書を、その者の居住地の那須町長知事を經由して、厚生大臣に提出しなければならない。

前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

〔改正〕

本条II追加(第二次改正)

(医療手当の支給の申請)

第二十五条 医療手当の支給を受けようとする被爆者は、法第七条第二項第一号から第四号までに規定する医療を受けた月の翌月十日までに、当該医療を受けた月分につき、様式第十三号による医療手当支給申請書に、様式第十四号による認定医療証明書及びその者が令第七条に規定する者であることを証明する書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、申請者が、すでに、当該都道府県知事に、その者が当該医療を受けた月において令第七条に規定する者であることを証明する書類を提出している場合においては、当該書類を添えることを要しない。

〔改正〕
本条より旧第五十二条として追加（第三次改正）。旧第五十五条を削り、旧第二六条を本条に繰上（第八次改正）。

附 則

この省令は、公布の日（昭和三十一年四月三十日）から施行する。

附 則（第一次改正）

この省令は、公布の日（昭和三十三年十月三十日）から施行する。

附 則（第三次改正）

（施行期日）

この省令は、公布の日（昭和三十五年八月一日）から施行する。

（経過規定）

ス この省令の施行の際現に被爆者に交付されている被爆者健康手帳は、昭和三十五年九月三十日までは、この省令による改正後の様式第二号（一）による被爆者健康手帳とみなす。

附 則（第三次改正）抄

（施行期日）

この省令は、法の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。「以下略」

附 則（第四次改正）

（施行期日）

この省令は、公布の日（昭和三十六年八月一日）から施行する。

（整理措置）

昭和三十六年七月一日前に行なわれた療養又は医療に係る費用の請求については、右お役前の例による。

この省令の施行の際現にある診療報酬請求明細書、調剤報酬請求明細書及び一般疾病医療費請求明細書の用紙は、当分の間、これを取り替って使用することができる。

附 則（第五次改正）

（施行期日）

この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

（整理規定）

この省令の施行の際現にある様式第九号、様式第十一号（一）、様式第十一号（二）、様式第十一号（三）、様式第十一号（四）及び様式第十二号の用紙は、当分の間、これを取り替って使用することができる。

附 則（第六次改正）

（施行期日）

この省令は、公布の日（昭和三十八年九月二十七日）から施行する。

（整理措置）

昭和三十八年九月一日前に行なわれた療養又は医療に係る費用の請求については、右お役前の例による。

3 この省令の施行の際現にある診療報酬請求書、一般疾病医療請求書、診療報酬請求明細書及び一般疾病医療請求明細書の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができ、

附 則（第七次改正）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日（昭和四十年一月三十日）から施行する。

（経過措置）

2 昭和四十年一月一日前に行なわれた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。
3 この省令の施行の際現にある診療報酬請求明細書及び一般疾病医療請求明細書の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができ、

附 則（第八次改正）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

（経過規定）

2 この省令施行の際現に交付されている被爆者健康手帳は、この省令による改正後の様式による被爆者健康手帳とみなす。

3 この省令施行の際現にある被爆者健康手帳の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができ、

附 則（第九次改正）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。

（経過規定）

又 この省令施行の際現に特別被爆者に交付されている被爆者健康手帳は、この省令による改正後の様式による被爆者手帳とみなす。

3 この省令施行の際現に特別被爆者以外の被爆者として被爆者健康手帳の交付を受けている者であつて、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）第六条第四号又は第五号に該当するものについては、当分の間、その被爆者健康手帳を取り替つて、この省令による改正後の様式第二号（二）の被爆者健康手帳として使用させることができる。

4 この省令施行の際現にある様式第二号（三）の用紙は、当分の間、これを取り替つて使用することができらる。

附 則（第一〇次改正）

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。

（経過措置）

ス 昭和四十年十一月一日前に行なわれた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある診療報酬請求書、診療報酬請求明細書、一般疾病医療費請求明細書及び調剤報酬請求明細書の用紙は、当分の間、これを取り替つて使用することができらる。

様式第一号

被爆者健康手帳交付申請書

本籍地

居住地

氏名

①

年 月 日生

都道府県知事(市長) 殿

原子爆弾被爆者の氏名等に関する法律第3条の規定により、
被爆者健康手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

備考 この用紙は、B列5番とすること。

(改正)

本様式=全訂改正(第2次改正)

様式第二号(一) (表紙)

番号

被爆者健康手帳

氏名

印

(2ページ)

放射線による 区分	第1号・第2号・第3号・第4号
被災の場所	市 町 郡 村 被災地から キロメートル
被災直後の 行動 (おおむね2 週間以内)	
被災当時の外 傷・燃傷の状況	
被災当時の急 性症状 (おおむね2 週間以内)	
過去の健康状 態とかわった 主な傷病名及 び時期	

511

(1ページ)

第 号		都道府県(市)		都道府県知 事(市長)印
ふりか 氏 名		男 ・ 女	昭和 大正 年月日 生	
職 業		被災時 の年齢	高 大	
居 住 地 (現在地)	都道府県	区市 郡	町 村	番地
本 籍 地	都道府県	区市 郡	町 村	番地
文 年 月 日 付 司	昭和	年	月	日
更新期限	昭和	年	月	日

この手帳について

- 1 健康診断を受けるときは、この手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入して返らして下さい。
- 2 この手帳では、治療は受けられません。治療は、厚生大臣の認定書をもらってから、指定医療機関で受けて下さい。
- 3 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出て下さい。
- 4 この手帳は、なくさないように大切に持ち下さい。もし、なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請して下さい。
- 5 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
- 6 この手帳は、3年ごとに更新します。

備考 この用紙は、A列6番とすること。

(改正)

本様式=全部改正(第2次改正)、一部改正(第3次改正)

項目	検査年月日		年月日		年月日	
	検査年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
一 報 査 検 査	赤血球数	ノ立方ミリメートル中	万	ノ立方ミリメートル中	万	
	白血球数	ノ立方ミリメートル中		ノ立方ミリメートル中		
	赤血球沈降速度	ノ時間値	ミリメートル	ノ時間値	ミリメートル	
	血色素量(ザーリー)		%		%	
	色素係数					
	尿(ウロビリノーゲン)		陽性・陰性		陽性・陰性	
	糞便(寄生虫卵)					
	判定		異常なし・要精密検査		異常なし・要精密検査	
	医療機関の名称					
	項目	検査年月日		年月日		年月日
精 査 検 査	異常の有無		有・無		有・無	
	検査方法の名称(異常を認めたいもの)及び診断名					
	治療の要否		要(※見外)・否		要(※見外)・否	
	医療機関の名称					

様式第二号(二)

(ノマージ)

(表紙)

第 号		都道府県知	
都道府県(市)		事(市役)印	
氏名	男 女	明治 昭和	年 月 日生
職業	被検時 の年齢	満 才	
居住地 (現在地)	都道府県	区市郡	町村 番地
本籍地	都道府県	区市郡	町村 番地
出生年月日	昭和	年	月 日
更新期限	昭和	年	月 日

特 別
被 検 者 健 康 手 帳

番 号

氏 名

(3ページから8ページまで)

(2ページ)

項目	検査年月日			
	年 月 日	年 月 日		
一 般 検 査	赤血球数	ノ立方ミリメートル中 万	ノ立方ミリメートル中 万	
	白血球数	ノ立方ミリメートル中	ノ立方ミリメートル中	
	赤血球沈降速度	ノ時間値 ミリメートル	ノ時間値 ミリメートル	
	血色素量 (ザーリー)	%	%	
	色素添数			
	尿 (ウロビリノーゲン)	陽性・陰性	陽性・陰性	
	尿糖候 (嚙生虫)			
判定	異常なし・要精密検査	異常なし・要精密検査		
医療機関の名称				
精 査 検 査	項目	検査年月日	年 月 日	年 月 日
	異常の有無		有 無	有 無
	検査方法の名称 (異常を認めたる) 及び診断名			
	治療の要否	要 (入院外)・否	要 (入院外)・否	
医療機関の名称				

法第2条による区分	第1号・第2号・第3号・第4号
法第6条による区分	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号
被曝の場所	市 町 郡 村 溪心地から キロメートル
被曝直後の行動 (おおむね2週以内)	
被曝当時の外傷・軟傷の状況	
被曝当時の急性症状 (おおむね6箇月以内)	
過去の健康状態とかかった主な傷病名及び時期	

様式第三号

被爆者健康手帳交付台帳

都道府県(市)

交付番号	交付年月日	住所	氏名	性別	生年月日	法第2条各号の区分	令第6条各号の区分	異動	備考

(改正)

本様式=全部改正(第8次改正)

様式第四号(一)

整理番号		健康診断個人票 (一般検査用)						
ふりがな 氏名		性別 男女	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	被爆者 健康手帳 番号		
居住地	都道府県	区前 郡	町村	番地		職業		
本籍地	都道府県	区市 郡	町村	番地				
被爆地	爆心地からの約 キロメートル			法第2条に よる区分		第1号・第2号 第3号・第4号		
被爆地 の 環境 地情	被爆地 の 状況	屋内	木造・コンクリート・石造			屋外	遮蔽の有・無	
既往 症	被爆時前の既往歴							
	被爆直後の行動 (おおむね3週間以内)							
	原爆によると思われる急性症状 (おおむね3箇月以内)	貧血 有・無	創傷 有・無	下痢 有・無	脱毛 有・無	発熱 有・無		
	原爆によると思われる慢性症状	外傷 有・無	皮膚粘膜の出血 有・無		急性症状の持続期向		約 箇月	
		食餌 有・無	めまい 有・無	疲労感 有・無	筋痛 有・無	衰弱感 有・無		
		ケイロド ケイロ	その他					
現 症	昭和 年 月 日	昭和 年月日	昭和 年月日	昭和 年月日				
	理学的検査							
	臨床病 理学的 検査	赤血球数	ノ立方ミリメートル中 万	ノ立方ミリメートル中 万	ノ立方ミリメートル中 万	ノ立方ミリメートル中 万		
		白血球数	ノ立方ミリメートル中	ノ立方ミリメートル中	ノ立方ミリメートル中	ノ立方ミリメートル中		
		赤血球沈降速度	ノ時間値 ミリメートル	ノ時間値 ミリメートル	ノ時間値 ミリメートル	ノ時間値 ミリメートル		
		血色素量 (パーセント)	%	%	%	%		
		色素係数						
		尿検査 (シロピリノーゲン)						
糞便検査 (虫卵塗まつ)								
判定	異常なし 要精密検査	異常なし 要精密検査	異常なし 要精密検査	異常なし 要精密検査				
特に記すべき医師の意見								
実施場所								
担当機関名								
担当医師氏名	(印)							

五八

備考 この用紙は、B列4番とすること。

(改正)

本様式の一部改正(第二次改正)

整理番号		健康診断個人票 (精査検査用)					
検査 科目	心臓		性別 男 女	生年月日	明治 大正 昭和	年月日	被爆者 健康手帳 番号
	氏名						
内 外	居住地	都道府県	区市郡	町村	番地		
	本籍地	都道府県	区市郡	町村	番地		
眼 その他	被爆地	爆心地から約		キロメートル	法第2条に する区分		誌ノ号・第2号 第3号・第4号
	液爆地の 事情	第1号該当者の被爆の状況		屋外	木造・コンクリート・石造		屋外 埋没 遮蔽の有無
既 往 歴	被爆直後の行動(おおよ ね3週間以内)						
現 在 症							

(臨床病理学的検査)						年	年	年	年
						月	月	月	月
						日	日	日	日
現	赤血球数	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	白血球百分比 (%)			
	白血球数	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	立方ミリメートル中	各 中 球			
	赤血球沈降速度	時間値 ミリメートル	時間値 ミリメートル	時間値 ミリメートル	時間値 ミリメートル	① 桿 状 核			
	血色素量 (ザーラー)	%	%	%	%	② 分 葉 核			
	色素係数					好 酸 球			
	網状赤血球数	%	%	%	%	好 塩 球			
	血小板数	万	万	万	万	単 球			
						淋 巴 球 (大 小)			
						淋 巴 芽 球			
	尿 検 査	混濁					後 骨 髓 球		
血 白						好 中 性 骨 髓 球			
糖						好 酸 性 骨 髓 球			
ウロビリノーゲン						好 塩 性 骨 髓 球			
						前 骨 髓 球			
						骨 髓 芽 球			
糞便検査					プラスマ細胞				
(その他の検査)									
判 定	異常の有無及び異常があるときは、その症状又は診断名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無	有・無	有・無	有・無
	治療の要否	要(入院外)否	要(入院外)否	要(入院外)否	要(入院外)否	有・無	有・無	有・無	有・無
令第6条第3号に規定する障害の有無及び障害があるときはその障害名									
特に記すべき医師の意見									
実施場所									
担当機関名									
担当医師氏名									

備考 この用紙は、5列々紙とすること。

(改正)

本様式 = 一部改正 (第2次改正)

様式第五号

認 定 申 請 書			
氏 名	性別	生年月日	
居 住 地		本 籍 地	
被爆者健康手帳の番号		職 業	
負傷又は疾病の名称			
被爆時以降における健康状態の概要及び原子爆弾に起因すると思われる負傷若しくは疾病について医療を受け、又は原子爆弾に起因すると思われる自覚症状があったときは、その医療又は自覚症状の概要			
医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地			

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の規定により、認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 ①

厚生大臣 殿

備考 この用紙は、B列4番とすること。

(改正)

本様式=全部改正(第二次改正)

様式第六号

意 見 書

昭和 年 月 日作成

負傷又は疾病の名称	被爆者健康手帳の番号	被爆者の氏名及び生年月日
歴 住 歴		
現 症 所 見		
当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因する旨、原子爆弾の傷害作用に起因する旨放射能に起因する旨でない場合においては、その旨の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けている旨の医師の意見		
医療の給付を必要とする期間		

医療機関の名称及び所在地

医 師 氏 名

①

様式第七号 (一)

原子爆弾被爆者の医療等に関する 法律診療報酬請求書								
(病院用) (昭和 年 月分)								
区 分	入 院				入 院 外			
	件数	日数	点数	金 額	件数	日数	点数	金 額
請 求 額				円				円
* 療 養 費 額				円				円
* 決 定 額				円				円
* 過 誤 整 理 額				円				円

上記のとおり請求する。
昭和 年 月 日
厚生大臣 殿
指定医療機関の
名称及び所在地
附設者の氏名 (印)

備考 この用紙は、B列6番とすること。

注意 / *印の欄には、記入しないこと。

2 「甲乙」は、告示別表第一によつて指定医療機関にあつては甲を、告示別表第二によつて指定医療機関にあつては乙を○で囲むこと。

(改正)

本様式=全部改正(第7次改正)、一部改正(第6次改正)

様式第七号 (二)

原子爆弾被爆者の医療等に関する 法律診療報酬請求書		
(薬局用) (昭和 年 月分)		
区 分	件 数	金 額
請 求 額		円
* 療 養 費 額		円
* 決 定 額		円
* 過 誤 整 理 額		円

上記のとおり請求する。
昭和 年 月 日
厚生大臣 殿
指定医療機関の
名称及び所在地
附設者の氏名 (印)

備考 この用紙は、B列6番とすること。

注意 / *印の欄には、記入しないこと。

2 この請求書は、指定医療機関ごとに調整のうえ、請求明細書を添えて、翌月5日までに送付すること。基金事務所に提出すること。

様式第八号(-)

④ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律診療報酬請求明細書 (病院用) (診療所)										
認定番号		昭和 年 第 号		被爆者健康手帳番号		(昭和 年 月 日)				
被爆者氏名		男 女		明治 年 月 日生		昭和 年 月 日				
傷病名		診療開始年月日		年 月 日		年 月 日				
診 療 の 内 容		診 察 日 数		診 察 日 数		診 察 日 数				
初診	時間外	深夜	夜	点	日	治	死	繰	転	中
	時	間	外	10.0 X	回	リ	亡	越	院	止
再	時	間	内	12.0 X	回					
診	時	間	内	42.0 X	回					
往	科	加	算	2.0 X	回					
診	種	算	路		回					
指	同	一	家		回					
導	同	一	家		回					
投	時	間	外	1.2 X	回					
薬	服	一	剂	4.3 X	回					
		二	剂	1.1 X	回					
				4.3 X	回					
				X	回					
	外		服	1.2 X	回					
	調		用	4.3 X	回					
			剂	1.2 X	回					
				4.3 X	回					
				X	回					
注	皮	下	筋	1.9 X	回					
射	静	脈	内	4.1 X	回					
				2.0 X	回					
				4.3 X	回					
検	薬		剂		回					
査	透		視		回					
と	透	影	割		回					
と					回					
手	外		料		回					
置	手	料	降		回					
し	置	降	利		回					
術	置	利			回					
の	置				回					
其	置				回					
他	置				回					
の	置				回					
入	入	院	年	月	日	年	月	日	点	
院	病	院	年	月	日	年	月	日	点	
診	診	療	診	療	診	療	診	療	診	療
療	療	療	療	療	療	療	療	療	療	療
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合

指定医務機関名
開設者氏名

備考 この用紙は、日別5巻とすること。

注意 ※印の欄には、記入しないこと。

(改正)

本様式=全部改正(第1次改正)、一部改正(第2次改正)

様式 第 1 号 (二)

② 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律診療報酬請求明細書 (病院用)										
昭和 年 月 日 (昭和 年 月 日)										
認定番号	昭和 年 第 号		被爆者健康手帳番号			入院外		入院		
被爆者氏名			男	明治 年 月 日生						
傷病名			女	昭和 年 月 日生						
診療の内容及点					診療日数	報 酬				
診療料	初	再	往	診	日	治	死	繰	取	中
						治	亡	越	取	止
診療料	初	再	往	診	夜 3.0 X 深内 6.0 X 内 24.8 X 外 2.0 X 同 加 同 難 同 雨 同 家 同 風 同 一	回				
投薬料	内	服	外	用	調外調外調外 原方薬方薬方	8.0 X 4.0 X 4.0 X	回			
注射料	下	筋	内	内	筋脈の 内 内他	回				
処置料	処	置	名			回				
手術料	手	術	名			回				
検査料	手	術	名			回				
その他										
入院料	自	至	日	日	日	回				
食料	皆	甚	甚	看	務	音	持	食	日	回
	食	食	寝	ノ	マ	マ	食	煎	日	回
合計						※決定		点		

指定医機関名

施設者氏名

六四

備考 この用紙は、B列5番とすること。

注意 ※印の欄には、記入しないこと。

(改正)

本様式=追加(第1次改正)

様式第八号(三)

原子爆弾被災者の医療等に対する法律診療報酬
請求明細書(兼写用)

(昭和 年 月分)

認定番号		昭和 年 第 号		被爆者健康手帳番号			
被爆者氏名				明治 大正 昭和		年 月 日 生	
処方及び調剤日		剤型		所定単位当り価格		調剤数量	
処方	調剤	内服	外用	調剤料	円	調剤	剤額
月 日	月 日	内服		調剤料	円		円
月 日	月 日	外用		薬剤料			
月 日	月 日	その他		計			
月 日	月 日	内服		調剤料			
月 日	月 日	外用		薬剤料			
月 日	月 日	その他		計			
月 日	月 日	内服		調剤料			
月 日	月 日	外用		薬剤料			
月 日	月 日	その他		計			
月 日	月 日	内服		調剤料			
月 日	月 日	外用		薬剤料			
月 日	月 日	その他		計			
月 日	月 日	内服		調剤料			
月 日	月 日	外用		薬剤料			
月 日	月 日	その他		計			
区分		薬品単価		調剤手数料		計	
請求額		円		円		円	
* 審査済額							
* 決定額							

被爆者一般疾病医系機関名
開設者氏名

六五

備考 この用紙は、B列5番とすること。

注意 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 一処方に二種類以上の処方があるときは、調剤の種類ごとに一欄を使用すること。

(改正)

本様式=全部改正(第四次改正)、旧様式第八号(三)と一部改正し、(三)に繰下(第一次改正)

印

様式第九号

医療費支給申請書

氏 名	性別	生年月日		
居 住 地	本 籍 地			
被保険者健康手帳の添付年月日	支払済回数	職 業		
医療に受した費用	医療給付の受診状況		有・無	最近の受診年月日 年 月 日
負傷又は疾病の名称	当該負傷又は疾病についての診断書の認定結果		有・無	認定番号
医療の給付を受けることができなかった理由				
医療を受けた期間	昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで（入院 日、院外 日）			
医療を受けた病院の名称及び所在地				
看護、移送等については、その期間、区間等及び行なった者等の名称				

原予保章被保険者の医療年に関する法律第XX条の規定により、医療費の支給を受けたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

厚生大臣 殿

申請者 氏 名 (印)

備考 この用紙は、B列4紙とすること。

(改正) 本様式=全部改正(第2次改正)、一部改正(第5次改正)

様式第十号(一)

原子爆弾被爆者の医療等に関する
法律一般疾病医療費請求書

(病院用) (昭和 年 月分)

区 分	入 院				入 院 外			
	件数	日数	点数	金額	件数	日数	点数	金額
請 求 額				円				円
※ 返 還 済 額				円				円
※ 決 定 額				円				円
※ 調 整 整 理 額				円				円

上記のとおり請求する。
昭和 年 月 日

被爆者一般疾病医療機関の
名称及び所在地
開設者の氏名

厚生大臣 殿

備考 この用紙は、B列6番とすること。
 注意 1. ※印の欄には、記入しないこと。
 2. 「国函」は、告示別表等一によっては被爆者一般疾病医療機関にあっては甲を、告示別表等二によっては被爆者一般疾病医療機関にあっては乙を○で囲むこと。
 (改正)

本様式=追加(第2次改正) 一部改正(第6次改正)

様式第十号(二)

原子爆弾被爆者の医療等に関する
法律一般疾病医療費請求書

(薬局用) (昭和 年 月分)

区 分	件 数	金 額
請 求 額		円
※ 返 還 済 額		円
※ 決 定 額		円
※ 調 整 整 理 額		円

上記のとおり請求する。
昭和 年 月 日

被爆者一般疾病医療機関の
名称及び所在地
開設者の氏名

厚生大臣 殿

備考 この用紙は、B列6番とすること。
 注意 1. ※印の欄には、記入しないこと。
 2. この請求書は指定医療機関ごとに調整のうえ、請求明細書を添えて、翌月5日までに必着するよう、基金事務所に提出すること。
 (改正)

本様式=追加(第2次改正)

② 原子爆弾被爆者の医療等に関する
法律一般疾病医療費請求明細書

(病院用)
(診療所)

(昭和 年 月 分)

被爆者氏名		被爆者健康手帳番号		男・女		明治 大正 昭和		年生		入院 外 入院	
保険等併用	有・無	政府健保・組合健保・日雇・船保・共済・国保(世・家) その他									
公費負担併用	有・無	給付 法その他		保険者負担割合							
傷病名	(1) (2) (3)	診療開始 年月日		(1) (2) (3)	年 年 年	月 月 月	日 日 日				
診療の内容				診療実日数		転帰					
診療料	初診	時間	外科	深夜	回数	日	治 ゆ	死 亡	繰 越	転 院	中 止
	再診	時間	内科	加算	回数						
	往診	時間	内科	加算	回数						
投薬料	内服	調剤	調剤	調剤	回数						
	外用	調剤	調剤	調剤	回数						
	注射料	皮下	筋内	肉内	回数						
検査料	検査料	検査料	検査料	検査料	回数						
入院料	自 立	日 日	日 日	日 日	日間 日間						
請求 決定	合 計	保険者負担		公費負担		14条の2負担					
	点	点		点		点					

被爆者一般疾病医療被爆者
両款者氏名

六九

備考 この用紙は、2列5番とすること。

注意 *印の欄には、記入しないこと。

(改正)

本様式=追加(第2次改正)、一部改正(第4次改正)

㊦

様式第十一号 (三)

原子爆弾被害者の医療等に関する (病院用) 診療所
法律一般疾病医会請求明細書

(昭和 年 月 日)

被爆者氏名		被爆者健康手帳番号			
男・女	明治 大正 昭和	年 月 日			
保険料併用 有・無	政府健保・組合健保・日産・船保・共済・国保(世家)・その他				
公費負担併用 有・無	結核予防法・その他	保険者負担割合			
傷病名	診療の内容				
初診	時間外・深夜	診察開始日	年 月 日		
投薬・注射	内・外・注	診察日数	年 月 日		
レントゲン	診断 (50/100)	撮影 (50/100)	フル全額 (14)		
処置及び手術	普処(単) X (複) X	即処(単) X (複) X	普処(単) X (複) X		
	抜歯(単) X (複) X	止血処(単) X (複) X	普処(単) X (複) X		
	根充(単) X (複) X	失調処(単) X (複) X	普処(単) X (複) X		
	失切 X	救急処置又は外科後処置	X		
	歯石除去 X	盲腸摘出 X	順着処置 X		
	除去 X	調整・研磨 X	サバ X		
	抜歯 乳 X 前 X 白 X 難 X				
	その他				
	麻酔	無麻酔 X	硬麻 X	迷麻 X	
	麻酔		全麻 X	局麻 X	
歯冠修復及び欠損補綴	充填	ア X X	辨 X X	硬 X X	レ X X
	鑲造	1/2K X	X	X	X
	歯冠修復	ハ大 X	X	X	X
	他大 X	X	X	X	
	他小 X	X	X	X	
	他小 X	X	X	X	
	金属冠	橋冠圧印 X	ハ大 X	ハ小 X	他 X
	金属冠	橋冠圧印 X	ハ大 X	ハ小 X	他 X
	金属冠	橋冠圧印 X	ハ大 X	ハ小 X	他 X
	金属冠	橋冠圧印 X	ハ大 X	ハ小 X	他 X
その他	有義	床前 X	床上 X	床下 X	赤床 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
	歯床	ハ大 X	ハ小 X	ハ大 X	ハ小 X
合計	保険者負担		公費負担	14条の2負担	
請求	点	点	点	点	

被爆者一般疾病医会機関名
歯科者氏名

備考 この用紙は、B列5番とすること。
注意 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十一号(四)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律一級疾患医療費請求明細書 (兼用)

(昭和 年 月分)

被爆者氏名		被爆者健康手帳番号		男 女		明治 大正 昭和		年生	
保険等併用	有・無	政府健保・組合健保・日産・船保・共済・国保(世・家)・その他							
公費負担併用	有・無	結核予防法・その他		保険者負担割合					
処方及び調剤月日		剤 型	処 方	所定単位当たり価格		調剤数量		調剤報酬額	
処方	月 日	内 用 口 服		調 剤 料		円		円	
調 剤	月 日			薬 剤 料					
処方	月 日			計					
調 剤	月 日	そ の 他							
処方	月 日	内 用 口 服		調 剤 料					
調 剤	月 日			薬 剤 料					
処方	月 日			計					
調 剤	月 日	そ の 他							
処方	月 日	内 用 口 服		調 剤 料					
調 剤	月 日			薬 剤 料					
処方	月 日			計					
調 剤	月 日	そ の 他							

処方箋	月日	内用	調剤料			
調剤	月日					
処方箋	月日					
調剤	月日	屯服	薬剤料			
処方箋	月日					
調剤	月日					
処方箋	月日	その他	計			
調剤	月日					
処方箋	月日					
調剤	月日	内用	調剤料			
処方箋	月日					
調剤	月日					
処方箋	月日	屯服	薬剤料			
調剤	月日					
処方箋	月日					
調剤	月日	その他	計			
処方箋	月日					
調剤	月日					
区分	一般疾病医薬費			保険者負担額	公費負担額	その他の負担額
	薬品単価	調剤手数料	計			
請求額	円	円	円	円	円	円
*審査費						
*決定費						

診療書一般疾病医薬費内各

調剤書氏名



備考 この用紙は、B列5系とすること。

注意 / *印の欄には、記入しないこと。

2 一処方箋に二種類以上の処方箋があるときは、調剤の種類ごとに一欄を使用すること。

(改正)

本様式=追加(第4次改正)、一部改正(第5次改正)

様式第十二号

一般疾病医療費支給申請書

氏名	性別	生年月日
居住地	本籍地	
被爆者健康手帳の番号 交付年月日	支払希望郵便局	職業
※特別被爆者であること の確認印	健康診断の 受診状況	有 無 最近の受診年月日 年 月 日
医療に要した費用	負傷又は疾病 の名称	
被爆者一般疾病医療機関 にかゝる医療を受けること ができなかった理由		
医療を受けた期間	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日まで (入院 日) (入院外 日)	
医療を受けた機関の名称 及び所在地	(※被爆者一般疾病医療機関である、 ない。)	
看護、移送等にあつて はその期間、区同等及び 移行した者等の名称		

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第14条の2の規定により、一般疾病医療費の支給を受けたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

厚生大臣 殿

申請者 氏 名 (印)

備考 この用紙は、別紙4番とすること。

注意 ※印の欄には、記入しないこと。

(改正)

本様式=自加(第2次改正)、一般病(第5次改正)

様式第十三号

医療手当支給申請書				
氏名		性別		生年月日
居住地			本籍地	
被爆者健康手帳の番号			認定番号	
負傷又は疾病の名称				
医療を受けた日数	年 月		(入院 院外)	日
医療を受けた機関の名称及び所在地				

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第7条第1項の規定により、昭和 年 月分の医療手当の支給を受けたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日
 都道府県知事 殿 申請者 氏 名 (印)

備考 この用紙は、B列5番とすること。

(改正)

本様式=追加(第二次改正)

様式第十四号

認定医療証明書						
氏名		性別		生年月日	居住地	
被爆者健康手帳の番号			認定番号			負傷又は疾病の名称
医療内容及び医療を行った日数		第1回	第2回	第3回	第4回	
	1 診 察					
	2 薬剤又は治療材料の支給					
	3 医学的処置、手術及びその他の治療等					計 日
4 収 容	月 日 から		月 日 まで		計 日	

上のとおり原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第7条第1項の規定による医療を行ったことを証明します。

昭和 年 月 日
 医療機関の名称及び所在地
 開設者の氏名 (印)

七四

備考 この用紙は、B列5番とすること。

(改正)

本様式=追加(第二次改正)

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律指定医療機関医療担当規程

〔昭和三十一年五月二十一日〕
〔厚生省告示第百八十号〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律指定医療機関医療担当規程

(通則)

第一条 指定医療機関は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)及び同法施行規則(昭和三十一年厚生省令第八号)の定めるところによるのほか、この規程に定めるところにより、同法の規定による被爆者の医療を担当しなければならない。

(診療開始時等の注意)

第二条 指定医療機関は、厚生大臣が交付した認定書を提出するとともに被爆者健康手帳を提示する被爆者の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、被爆者から医療の給付に關し診療を求められたときは、その者の提出し、及び提示する認定書及び被爆者健康手帳が真正であることを確かめなければならない。

2. 指定医療機関は、診療を行つてゐる被爆者(この条において以下「当該被爆者」という。)から転医その他正当な理由により認定書の返還を求められたときは、認定書を返還しなければならない。

3. 指定医療機関は、当該被爆者の負傷若しくは疾病が治癒し、又は当該被爆者が診療を中止し、若しくは死亡したときは、認定書を、指定医療機関の所在地の都道府県知事(その所在地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。)を経由して、厚生大臣に送付しなければならない。

4. 指定医療機関は、当該被爆者の診療を終了したときは、その者の被爆者健康手帳に、その行つた医療の概要を記載しなければならない。

(診療時間)

第四條 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療を行うほか、被爆者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わなければならない。

(援助)

第五條 指定医療機関は、被爆者に対し次に掲げる範囲の医療を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めたときは、すみやかに、その者に対し、必要な援助を与えなければならない。

一 看護

二 移送

(証明書等の交付)

第六條 指定医療機関は、被爆者から、その行う診療につき、必要な証明書又は意見書の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。

(診療録の記載事項)

第七條 指定医療機関は、被爆者に関する診療録には、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十三条各号に掲げる事項のほか、その者の認定書の記号及び番号をあわせて記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第八條 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の書類をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(薬局に関する特例)

第九條 指定医療機関である薬局については、第三條第四項、第五條及び前条ただし書の規定は適用せず。第二條及び第三條中、「診療」とあるのは、「調剤」と、第四條へ見出しを含む。）中、「診療時間」とある

のは「調剤」と、第四条へ見出しを含む。中「診療時間」とあるのは「調剤取扱時間」と、「診療」とあるのは「調剤」と、第六条中「診療」とあるのは「調剤」と、第七条中「診療録」とあるのは処方せん」と、「医師法施行規則へ昭和二十三年厚生省令第四十七号」第二十三条各号に掲げる事項」とあるのは「薬事法施行規則へ昭和二十三年厚生省令第三十七号」第五十二条の二の規定により記入すべき事項」と、「記載」とあるのは「記入」と、それ以外読み替えて適用するものとする。

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十四条の二第一項の規定に
基づき、同項に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病を定める件

〔昭和三十五年八月一日
厚生省告示第二百三十号〕

原子爆弾被爆者の医療等に關する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の二第一項の規定に基
づき、同項に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病を次のように定める。

- 一 原子爆弾の放射線を浴びた時以前にかかつた精神病
- ニ 齒齦のうち第一度齦腫（C₁）及び第二度齦腫（C₂）のもの

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令第六条第三号の規定に
基つて、同号に規定する厚生大臣が定める障害を定める件

〔昭和三十五年八月一日〕
〔厚生省告示第二百三十一号〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第七十五号）第六条第三号の規定に基
づき、同号に規定する厚生大臣が定める障害を次のように定める。

- 一 悪性新生物
- 二 内分泌系の障害
- 三 中枢神経系の血管損傷
- 四 循環器系の障害
- 五 腎臓機能障害